

第2次日野市環境配慮指針
(中間検証版)

平成28年 1月

日 野 市

目 次

1. 環境配慮指針とは	1
■ 環境配慮指針とは	1
■ 日野市が目指す将来の環境像	1
■ 環境基本計画と環境配慮指針の関係	1
2. 私たちができること ～市民・事業者の行動紹介～	3
■ 「みどりの原風景をつなぐまち」を目指して	4
■ 「水文化を伝えるまち」を目指して	8
■ 「ごみゼロのまち」を目指して	13
■ 「低炭素社会を築くまち」を目指して	17
■ 「心やすらぐ住みよいまち」を目指して	23

1. 環境配慮指針とは

■環境配慮指針とは

環境配慮指針は、「第2次日野市環境基本計画」（以下、「環境基本計画」といいます。）の望ましい環境像や分野別目標の実現にむけて、市民や事業者、市が日常生活や事業活動の中で具体的にできる行動を示すもので、このほど環境基本計画の中間検証（見直し）に伴い、内容を見直しました。

「環境のことは気になるけれども、何をして良いのかわからない」という市民や事業者のみなさんは、ぜひこの指針を参考にしてみてください。

■日野市が目指す将来の環境像

日野市では、以下のような環境像を目指しています。この環境像の実現にむけて、一人ひとりが環境配慮行動を実践しましょう。

私たちの継承した自然環境を保全し、次の世代に引き継ごう

日野市は、多摩丘陵や低地を形づくる多摩川・浅川等の河川、農地と用水路、崖線のみどりと湧水、そこに息づく様々な動植物など、多様で豊かな自然環境を有しています。このような自然に囲まれた風景は、「日野の原風景」として私たちの心に刻まれ、豊かな自然資源は、日野市固有の文化の創造や、養蚕、農業、工業などの産業の発展の基礎となってきました。

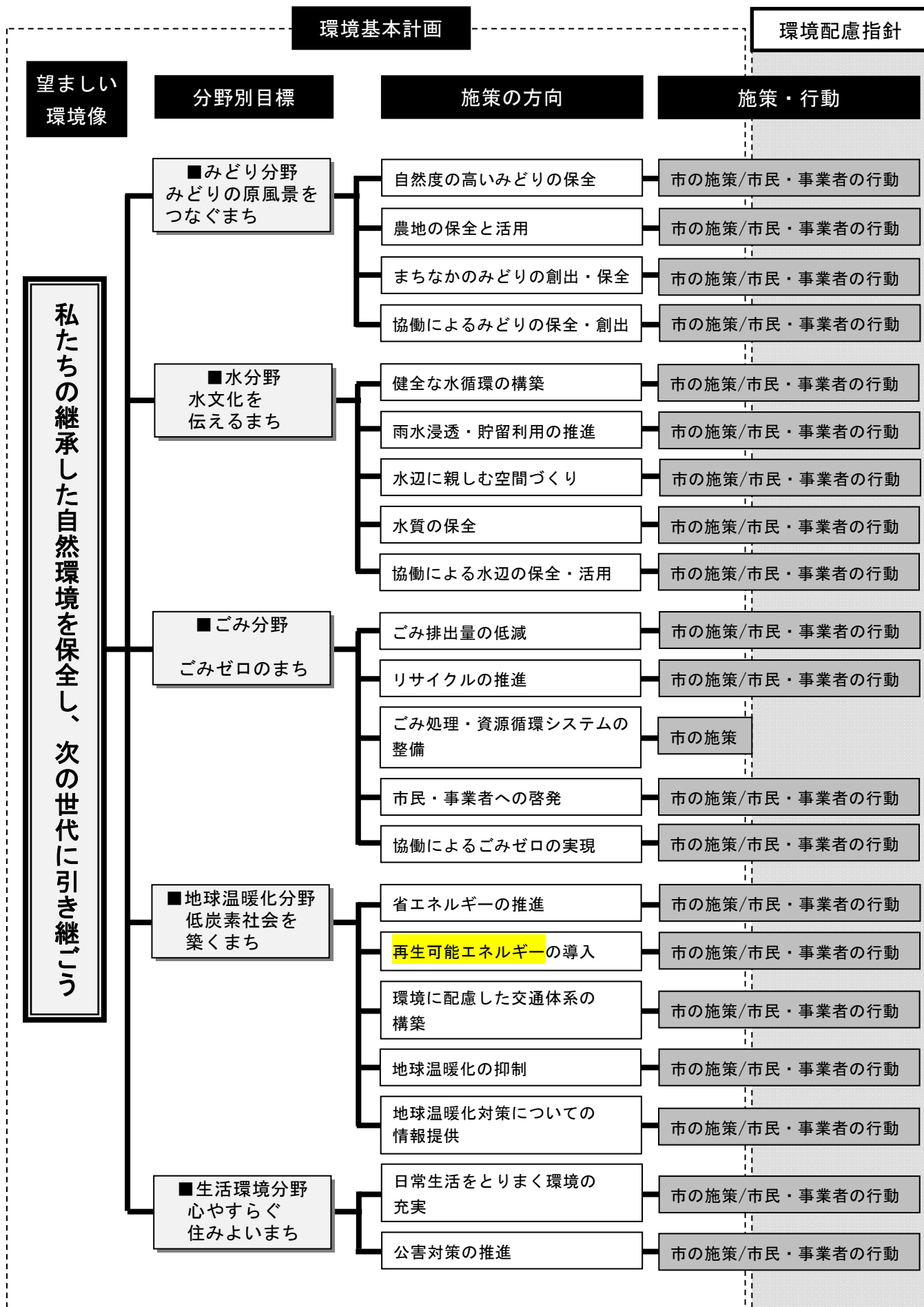
しかし、高度経済成長を契機に、人口が急激に増加し、その受け皿としての宅地化が進んだことによって、これらの貴重な自然環境や、緑地・農地、用水路などの維持・保存が困難な状況にあります。

雑木林や農地など全てのみどりは、経済活動に伴って発生する温室効果ガスであるCO₂を吸収し減少させることから、今後も地球温暖化対策の一つとして大きな役割を担うものです。また、河川・用水・湧水など豊かな水辺環境を含めた自然環境は、多くの生き物を育むと同時に私たちの生活に潤いと安らぎを与える大変重要なものとなっています。こうしたことから、私たちは、先人から継承した豊かな自然の大切さを再認識するとともに、自然を守り、育て、少しでも質の高い形にして次の世代に引き継げるよう、一人ひとりが自覚を持って行動していきます。

■環境基本計画と環境配慮指針の関係

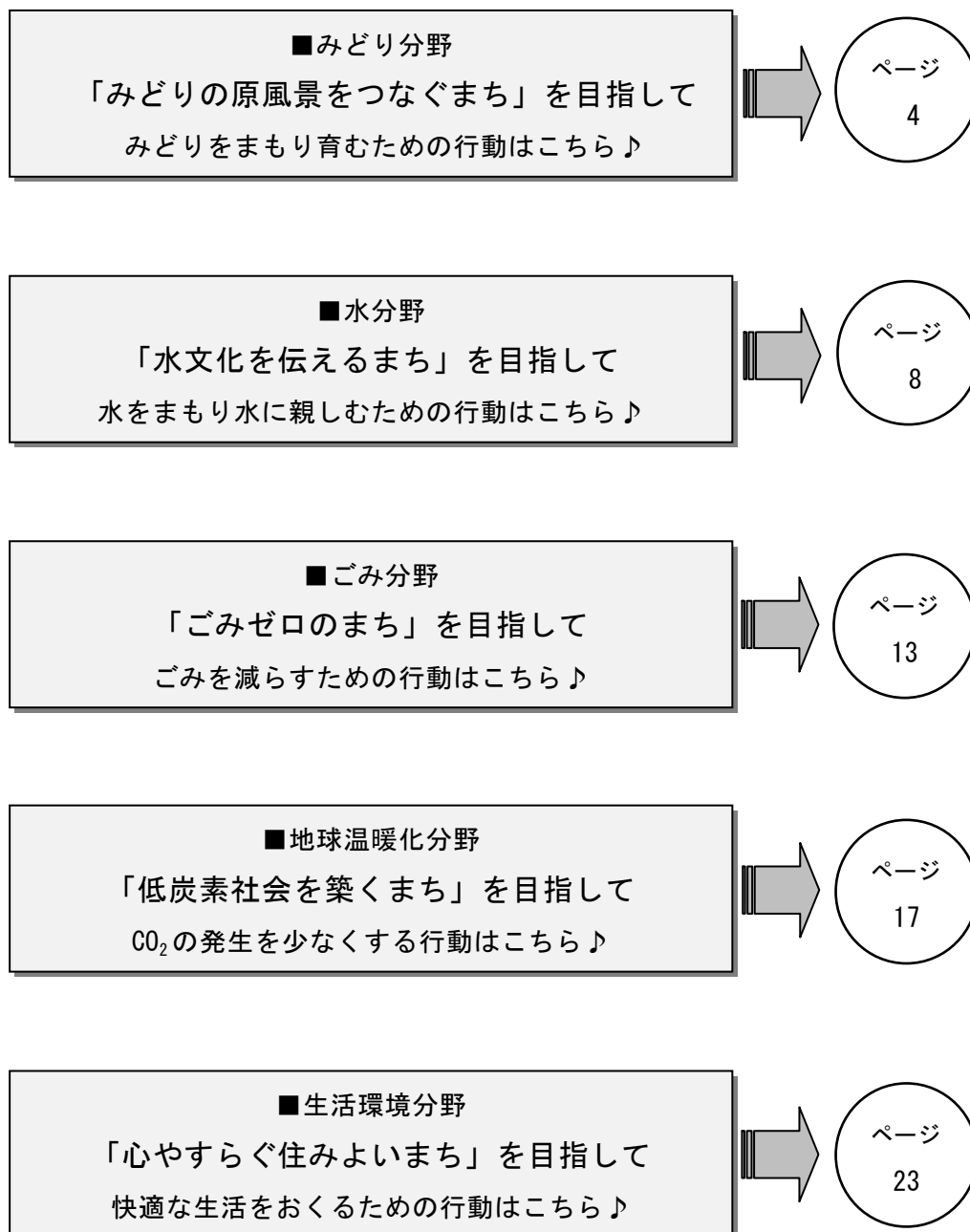
環境基本計画は、望ましい環境像の実現に向けた分野別の目標や、平成23年度～平成32年度の10年間に実施する施策の方向や内容などを示しています。

環境配慮指針は、環境基本計画の施策の方向（取り組みの方向性）ごとに、市民や事業者ができる行動や、関連する情報を示しています。



2. 私たちができること

～市民・事業者の行動紹介～



「みどりの原風景をつなぐまち」を目指して

①自然度の高いみどりの保全

市の施策と重点施策	
◇丘陵地・斜面緑地等の保全	【重点施策（中間検証後）】 ■里山の管理と活用の体制構築 ■「残したいみどり」のPRと保全への取り組み
◇里山文化の継承を兼ねた管理体制の構築	
◇動植物の生息・生育空間の保全	
市民・事業者の行動	
市民	◇ボランティア活動やトラスト運動に参加し、雑木林等の緑地の保全に努めよう ◇「残したいみどり」を訪ね、身近な自然と親しみ大切にしていこう
事業者	◇ボランティア活動やトラスト運動に参加し、雑木林等の緑地の保全に努めよう

●緑のトラスト運動 貴重な緑地の保全運動

百草倉沢地区には、四季折々の表情を見せる雑木林が広がり、豊かな自然を感じさせてくれる里山があります。この里山は、市民と行政との協働による保全活動が行われてきました。貴重な里山の保全（公有化）を市民自らの力で支援するために「ひの緑のトラスト」を設立し、市が公有地化を進めるための取得費の支援を始め、市との連携により主に百草倉沢地区の貴重な緑地を保全する活動を行います。

問い合わせ先 環境情報センター(581-1164)



百草倉沢地区の緑地

●雑木林ボランティア講座

貴重な財産である雑木林を守り、保全していく手段の一つとして、専門的な知識と技術を持つ方を育成するため、市民団体と市が協働で「雑木林ボランティア講座」を実施しています。

この講座は、雑木林の成り立ちや、実習を通じた道具の使い方など、雑木林を保全するための基本的な技術や知識を楽しみながら身に付けていただく構成となっています。講座を修了した卒業生は、緑地管理ボランティア団体に加入し、雑木林の保全活動を行っています。

問い合わせ先 緑と清流課/環境情報センター(581-1164)



落ち葉かきの実習（南平丘陵公園）

●緑地信託制度

市では良好な都市環境の形成を図る一環として市内の緑地を保全し、これによって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、日野市緑地信託等に関する条例(平成元年7月)を制定しています。

この条例に基づき、緑地所有者を委託者、市を受託者とした契約を結び、枝の剪定や樹木の伐採、下草刈り等の緑地管理を行っています。

現在、25箇所、48,847㎡の緑地について地権者と契約を結び、信託緑地としてみどりを保全しています。

問い合わせ先 緑と清流課



緑地信託制度により管理されたみどり

②農地の保全と活用

市の施策と重点施策	
農のある風景の保全	【重点施策（中間検証後）】 ■農業体験農園・市民農園の拡充 ■地元野菜にふれる機会の充実
環境に配慮した農業の推進	
“地産地消”による生産流通システムの確立	
市民・事業者の行動	
市民	◇市民農園を積極的に活用しよう ◇農業について理解を深めると共に、日野産野菜を積極的に購入しよう ◇援農ボランティアに参加しよう
事業者	◇農業について理解を深めると共に、日野産野菜を積極的に購入しよう
農業者	◇低利用農地の活用に協力しよう ◇農業について情報を発信しよう（周辺に情報を発信し、農業に対する理解を求める） ◇環境に配慮した農地運用や、環境保全型農業を実施しよう

●日野市の市民農園

市民農園は、市民が農園作業を通じて自然に親しみ、生産の喜びを味わい、豊かな余暇生活に資するとともに、市民農園事業を展開することにより都市環境の保全に寄与することを目的に設置しています。使用期間は2年間です。

問い合わせ先 産業振興課



●援農市民養成講座「日野市農の学校」

近年、日野市の農業は農業者の高齢化や後継者の不足、相続による田畑の減少等により、衰退の一途をたどっています。一方、都市化の中で、自然とのふれあいを望む市民も大勢おり、市民団体による「援農」活動が動きはじめています。このような状況を踏まえ、市民の方々がより高度な援農活動ができるよう、農業知識や技術を習得する場として、「農の学校」を開設しています。

農の学校では、一年間（1月から12月）を通じて、農業の基礎を学びます。畑での実習は月に2～4回。教室での講座は月に1回。厳しくも温かい農家の皆さんやJA職員が、熱心に指導してくれます。「農の学校」への参加については、毎年、12月1日号の「広報ひの」で募集しています。

問い合わせ先 産業振興課



③まちなかのみどりの創出・保全

市の施策と重点施策	
公園緑地の整備	【重点施策（中間検証後）】 ー
民有地等の緑化	
歴史・文化を伝えるみどりの保全	
公共施設の緑化	
市民・事業者の行動	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◇庭（敷地内）に多年生植物を植えよう ◇敷地内の生垣・花などを道路に面して植えよう ◇駐車場を緑化したり、チップを敷こう ◇地域の公園づくりに積極的に参加しよう ◇みどりに関するイベントや緑化に関する講習会に参加しよう
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◇庭（敷地内）に多年生植物を植えよう ◇敷地内の生垣・花などを道路に面して植えよう ◇駐車場を緑化したり、チップを敷こう ◇みどりに関するイベントや緑化に関する講習会に参加しよう

●公園探検隊

「公園探検隊」は、市の第4次基本構想・基本計画「日野いいプラン2010」策定に基づき、市民と市の協働による「市民行動プロジェクト」のひとつとして、地域の特性を生かした市民が利用しやすい「特徴ある公園づくり」および公園管理などの見直しを市民参画で推進することを目的に平成13年8月発足しました。この活動が評価され、「第41回東京都公園協会賞優秀賞」を受賞しました。

また、「公園探検隊」でデザインを公募し、黒川清流公園あずまや池わきに公園サイン第一号が設置されました。

以降、公園サインの設置が進められています。

問い合わせ先 緑と清流課



●コスモスアベニュー事業

市内の公有地（平成22年度は豊田南土地区画整理事業地区内）で「コスモスアベニュー事業」を実施しています。この「コスモスアベニュー事業」は、緑化推進に対する意識の向上を目指しています。

コスモスの種まきイベントや維持管理などを地域の皆さんと市が協働で実施しています。

問い合わせ先 緑と清流課



④協働によるみどりの保全・創出

市の施策と重点施策	
みどりに関する普及啓発	【重点施策（中間検証後）】 ■人材育成と協働の仕組みづくり ■市民・事業者への情報提供・PR
協働によるみどりの実態把握	
協働による活動の仕組みづくり	
市民・事業者の行動	
市民	◇量だけでなく、みどりの機能について考えよう ◇みどりの必要性や役割、機能に関心を持つよう ◇みどり・生き物のマップづくりに参加しよう ◇みどりの保全・創出活動を実施したり、環境保全活動に参加しよう
事業者	◇量だけでなく、みどりの機能について考えよう ◇みどりの必要性や役割、機能に関心を持つよう ◇みどりの保全・創出活動を実施したり、環境保全活動に参加しよう

●自然観察会

市民団体と市が協力して自然観察会を行っています。市は参加者の募集と当日の受付を担当し、専門的な知識を有する市民団体は企画や資料作成、樹木の解説などを行っています。このようにそれぞれの役割を対等に果たすことでより良い自然観察会を目指しています。

これまで、南平丘陵公園をはじめ、百草、程久保などの雑木林の観察、昆虫やキノコなど幅広いテーマでの観察会を行い、参加者の皆さまがみどりに関心を持つきっかけづくりをしました。

問い合わせ先 緑と清流課



●倉沢里山の緑地管理に関するパートナーシップ協定

百草倉沢地区で平成13年に発生した相続をきっかけに、緑地を良好な状態で維持する方策について市と市民団体が協議を重ね、平成16年3月に緑地の管理・運営及び共用に関する内容を定めた「パートナーシップ協定」を締結し、現在3団体と協力・連携のもと約42,000㎡の里山を保全しています。

問い合わせ先 緑と清流課



「水文化を伝えるまち」を目指して

⑤健全な水循環の構築

市の施策と重点施策	
◇水循環に寄与する方策の検討	【重点施策（中間検証後）】 ■水循環に寄与する方策の検討 ■用水の保全・活用
◇地下水のかん養	
◇用水の保全・活用	
◇河川の保全	
◇湧水・地下水の保全	
市民・事業者の行動	
市民	◇地下水のかん養のために敷地内を緑化しよう ◇用水路を活かしたまちづくりに参加しよう ◇駐車場など敷地内の舗装を雨水浸透タイプにしよう ◇市民が中心となって、遊休地、耕作放棄地に田んぼや畑をつくり、水を地下に浸透させよう ◇河川の水量に関心を持ち、水源となる森林の保全に協力しよう
事業者	◇地下水のかん養のために敷地内を緑化しよう ◇用水路を活かしたまちづくりに参加しよう ◇駐車場など敷地内の舗装を雨水浸透タイプにしよう

●清流保全条例

昭和51年に用水への年間通水を目的とする清流条例が制定されてから、30年以上が経過した平成18年、用水だけに限らず、湧水や地下水の保全にまで目を向け、日野市の水辺の将来像を規定し、水環境の保全・再生を重点に、今の時代に合った条例に全面改正しました。

用水への年間通水はもちろん、用水の開渠化の促進、湧水や地下水の回復、パートナーシップを築き上げている市民団体への支援や流域の視点などを具体的に盛り込んだ「日野市清流保全－湧水・地下水の回復と河川・用水の保全－に関する条例」を市民参画のもとにつくりあげました。

問い合わせ先 緑と清流課



中央図書館下湧水群

●雨水浸透タイプの駐車場

近年は、市街地の表面がアスファルトやコンクリートに覆われて雨水が地下にしみこまなくなり、河川の洪水などの被害が発生しやすくなっています。

多摩平の森ふれあい館では、雨水を地下に浸透させる駐車場が整備されています。駐車場の一部をアスファルト舗装ではなく、インターロッキングにより雨水が地下に浸透するようにしています。



多摩平の森ふれあい館の駐車場

⑥雨水浸透・貯留利用の推進

市の施策と重点施策	
◇雨水浸透・貯留施設の設置促進	【重点施策（中間検証後）】 ー
◇地域における雨水利用の推進	
市民・事業者の行動	
市民	◇バケツやペットボトルなどに雨水をためて、花木にまいたり打ち水をしよう ◇雨水の貯留槽を設置しよう ◇雨水浸透施設を設置しよう
事業者	◇雨水の貯留槽を設置しよう ◇雨水浸透施設を設置しよう

●雨水利用の効果

雨水も大切な水資源です。雨水をためて利用することには、以下のような効果があります。

①節水効果

飲み水や炊事には使えませんが、トイレや植物の水やり、洗車などに使えば節水になります。

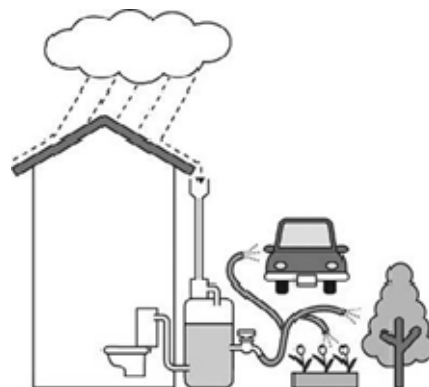
水道を使うのに比べて、CO₂削減効果も！

②洪水対策

降った雨をいったん貯めることで、浸水や河川の増水による洪水などを抑制する効果があります。

③緊急時の水の確保

災害時に水道が止まってしまったときなど、緊急時に使うための水として利用できます。



●雨水浸透施設設置事業

雨水浸透施設設置にご協力を。

市では、雨水の流出抑制や健全な水循環の保全及び回復を図るために雨水浸透施設設置事業を行っています。この事業は、市が事業主となり、市民の皆様の承諾を得たうえで各家庭に雨水浸透施設を設置し（対象は市内全域ですが、一部丘陵地域等設置に適さない地域もあります）、その後、雨水浸透施設を設置した建物の所有者に浸透施設を無償譲渡し、適切な維持・管理をして頂くという事業です。

問い合わせ先 緑と清流課



個人住宅等の設置例

⑦水辺に親しむ空間づくり

市の施策と重点施策	
◇親しめる水辺の創出	【重点施策（中間検証後）】 —
◇「水辺のある風景」のPR	
市民・事業者の行動	
市民	◇水辺を歩いたり、水辺に近づいてのぞいてみるなど、身近な水辺に興味をもとう ◇水辺で遊び、水辺の生物を観察しよう ◇日野の水辺について調べよう ◇用水の役割を考え、大切にしよう
事業者	◇用水の役割を考え、大切にしよう
農業者	◇用水の役割を考え、大切にしよう

●水辺の楽校（がっこう）

「水辺の楽校」は、川を昔のように、自然豊かな環境に少しでも近づけ、そこで子ども達が遊ぶことができる、自然体験の場です。市内には、「浅川潤徳水辺の楽校」と「浅川滝合水辺の楽校」の2つがあります。河川の清掃や水辺の観察、田んぼでの活動など、楽しいイベントがいっぱいです。

問い合わせ先 緑と清流課



浅川滝合水辺の楽校

●学校ビオトープづくり

市内には、小学校 17 校、中学校 8 校の合計 25 校があり、1 校 1 ビオトープを目指して学校と協力しながら事業を進めています。現在小学校 10 校、中学校 1 校、保育園 1 園でビオトープを整備しました。

問い合わせ先 緑と清流課

●用水路を活かしたまちづくり（日野宿通り周辺）

JR 日野駅周辺は、かつて「日野宿」とよばれる宿場町で、町の中を流れる日野用水は人々にとって身近な存在でした。しかし、交通量の増加などにより、「日野宿」周辺の日野用水は、長い間暗渠となって地下を流れていました。

平成 17 年に、地元住民などと市が協働で“日野宿を水とみどりと歴史の街に再生する”を基本理念とした「日野宿通り周辺再生・整備計画」を策定しました。この計画をもとに、平成 21 年に行われた改修工事によって、日野用水は約 30 年ぶりに開渠化され、身近な水辺として住民や観光客を癒す美しい用水路に生まれ変わりました。



開渠化された日野用水

⑧水質の保全

市の施策と重点施策	
◇水質の実態把握	【重点施策（中間検証後）】 ー
◇水質汚濁の防止	
◇水の浄化	
市民・事業者の行動	
市民	◇河川・用水にごみなどを捨てない ◇きちんと污水管（公共下水道）に接続しよう ◇多摩川・浅川クリーン作戦に参加しよう ◇浄化槽の維持管理を行う ◇料理で使用した油を排水口から流さないようにしよう ◇せっけんを使おう
事業者	◇河川・用水にごみなどを捨てない ◇多摩川・浅川クリーン作戦に参加しよう

●身近な水環境の一斉調査に参加してみませんか？

「身近な水環境の一斉調査」は、平成16年から継続的に、年1回（6月）実施されている調査です。統一のマニュアルに基づき、河川の水質に関心のある全国の市民団体や学校などが水質調査を行います。調査項目は、気温・水温・COD（水質の汚れ具合の指標）で、CODは水質簡易測定器で測定します。



日野市でも多摩川や浅川などでの水質検査に参加し、緑と清流課や日野市環境市民会議水分科会をはじめ、市内の市民団体も数団体が参加しています。個人で参加することもできます。

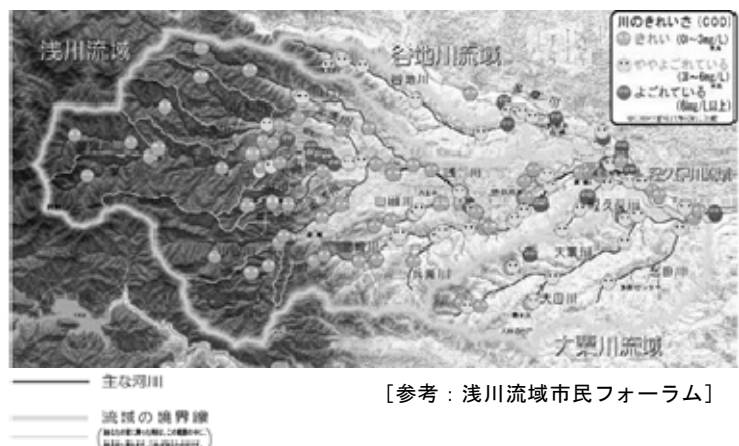
[参考：全国水環境マップ実行委員会ホームページ (<http://www.japan-mizumap.org>)]

●浅川流域水質MAP

身近な水環境の全国一斉調査結果。

（平成16年から現在まで、毎年実施しています。）

問い合わせ先 緑と清流課



[参考：浅川流域市民フォーラム]

⑨協働による水辺の保全・活用

市の施策と重点施策	
◇流域連携による活動の推進	【重点施策（中間検証後）】 ー
◇水辺に親しむ活動の推進	
◇水質の保全・管理活動の推進	
市民・事業者の行動	
市民	◇用水守の活動に参加しよう ◇用水の清掃活動やイベントに参加しよう ◇流域の環境保全活動に参加しよう
事業者	◇市民に同じ

●日野用水クリーンデー

日野市では毎年10月を「清流月間」として、ポスター展やミニ水族館、シンポジウムなどを行っており、同時に日野用水を清掃する「日野用水クリーンデー」を開催しています。毎年、たくさんの市民や子どもたち、大学生などが参加しています。

用水の中に入って清掃することで、用水がきれいになるのはもちろんですが、どんなごみが捨てられているのか、用水にはどんな生き物（動植物）がいるのか、用水の水はどのくらい透明なのか、などを知ることができます。

問い合わせ先 緑と清流課



●用水守制度

「用水守制度」とは、ボランティアで水辺維持の活動をしている市民の皆さんを市がサポートする制度です。

市民の皆さんが日ごろ活動をする範囲を決め、「用水守」として登録いただくと、市が登録証や腕章を交付したり、活動中のけがなどに備えてボランティア保険をかけたり、ボランティア袋を配布したりします。

現在、50団体399名が「用水守」として登録されています。活動内容や範囲は、無理なくできるところからでOKです。美しいふるさとの風景、きれいな用水を守る活動に参加してみませんか？

問い合わせ先 緑と清流課



「ごみゼロのまち」を目指して

⑩ごみ排出量の低減

市の施策と重点施策	
◇リフューズ（発生回避）の促進	【施策の方向性（中間検証後）】 ■焼却・埋立てゼロを目標とした取り組みの推進 ■リフューズ、リデュース、リユース、リターンの推進
◇リデュース（発生抑制）の促進	
◇リユース（再使用）の促進	
◇リターン（回収ボックスのある店舗への返却）の促進	
市民・事業者の行動	
市民	◇マイバッグを持参し、レジ袋を断ろう ◇レジ袋無料配布中止をしているお店を応援し、優先的に利用しよう ◇マイボトルを持参しペットボトルを買わないようにしよう ◇ペットボトル、トレー、牛乳パック等はきちんと洗って、買ったお店の回収ボックスに返そう ◇使い捨て用品（紙コップ、紙皿、割り箸、歯ブラシ等）を使わないようにしよう ◇不要なものは買わないようにしよう
事業者	◇「マイバッグをお持ちですか」とレジで聞くようにしよう ◇レジ袋無料配布中止をしているお店を応援し、優先的に利用しよう ◇ペットボトル、トレー、牛乳パック等はきちんと洗って、買ったお店の回収ボックスに返そう

●1人1日当り排出量

平成 26 年度の1人1日あたりのごみ排出量は、652 グラムです。多摩地域でごみと資源物の排出量が一番少ない自治体は 589 グラムです。多摩地域で排出量最小を目指し、さらに1人1日 65 グラムの減量に努めましょう。

●レジ袋の削減にご協力を

ごみ排出量を減らすためには、発生回避（リフューズ）の観点から、ごみになるものを家庭に持ち込まないことが重要です。そこで、大量かつ広範囲に使用されているレジ袋に的を絞って、買い物の際はマイバッグを持参し、レジ袋を断るといった取り組みを推進しており、毎年5月・10月を「マイバッグ持参強化月間」と定め、啓発等を行っています。

また、市民・スーパー事業者・行政の3者で構成される「レジ袋無料配布中止に向けた共同会議」において、「いなげや」にレジ袋無料配布中止の取り組みにご協力いただいているほか、「コープみらい」、「西友」、「イオン」の各店舗でもレジ袋の無料配布を行っていません。

こうした取り組みにより、徐々にレジ袋辞退率は向上していますが、さらなる推進のため「マイバッグを持参して、レジ袋は断る」という取り組みにご協力くださいますようお願いいたします。

⑪ リサイクルの推進

市の施策と重点施策	
◇資源物回収の推進	【施策の方向性（中間検証後）】 ■プラスチック等のリサイクルの推進 ■生ごみ、剪定枝のリサイクルの推進
◇容器包装リサイクルの推進	
◇生ごみリサイクルの推進	
市民・事業者の行動	
市民	◇バラ売りや簡易包装をしているお店を積極的に利用しよう ◇剪定枝をチップ化し、リサイクル（堆肥化など）するために、拠点収集会場に持っていきよう ◇ダンボールコンポストなどを使い、家庭や地域などで生ごみリサイクルを進めよう ◇リサイクルショップやフリーマーケットを積極的に利用しよう
事業者	◇バラ売りや簡易包装をしているお店を積極的に利用しよう ◇ダンボールコンポストなどを使い、生ごみリサイクルを進めよう

●ダンボールコンポストで生ごみ減量！

ダンボールコンポストとは、庭や畑のないご家庭でも手軽に生ごみを堆肥化することのできる生ごみ処理器です。基材には「竹パウダー」を使用しています。なぜ竹を使用しているかというと、ミネラルが豊富なため、生ごみを分解する微生物が活動しやすく消臭効果も高いため、生ごみを混ぜた後の不快な臭いを抑えることができるのが特徴です。

価格はダンボール、基材、虫除けカバーの三点セット（配達料込）で 2,570 円ですが、市が補助をしているのでご負担はワンコイン（500 円）です。この機会にぜひ試してみませんか！



ダンボールコンポストの購入セット

●不用品をごみにする前に「まだ利用できませんか？」

リサイクル事務所

まだ使用することのできる家具、家電製品、健康器具、オーディオ類、食器類などを無料で引き取り、再生・販売を行っています。なお、リサイクル提供品を引き取りに伺う場合は有料で、粗大ごみ手数料の概ね半額です。

住所：日野市万願寺6-5-6 電話：042-581-5960

日野市民リサイクルショップ回轉市場

「物を大切にする暮らし」、「ごみになるものを買わない暮らし」、「ごみを出さない暮らし」を目標に活動しており、まだ使用することのできる衣料品や日用雑貨などを引き取り、低価格で提供しています。市内に2店舗（万願寺店、多摩平店）あります。

【万願寺店】 住所：日野市万願寺2-24-7 電話：042-587-1781

【多摩平店】 住所：日野市多摩平7-23-2 電話：042-587-8707

⑫ 市民・事業者への啓発

市の施策と重点施策	
◇市民の意識向上・行動促進	【施策の方向性（中間検証後）】 ■子どもを含めた市民への啓発 ■事業系ごみの減量
◇子どもへの啓発活動の推進	
◇事業者の意識の向上・行動促進	
◇取り組みの成果の公表	
市民・事業者の行動	
市民	◇全戸配布しているごみ情報誌「エコー」を良く読もう ◇ごみ・資源分別カレンダーやごみ分別アプリを確認して、ごみ出しルールを守り、分別排出を徹底しよう
事業者	◇市民に同じ

●ごみ情報誌「エコー」

エコーは、ごみゼロ推進課が刊行している情報誌。全戸配布を行っている、全市民へ向けたお知らせです。

また、子どもたちにごみについての知識を深めてもらうために、「子どもエコー」を刊行し小中学校に配布しています。

問い合わせ先 ごみゼロ推進課



●ごみ・資源分別カレンダー

毎年11月中旬から12月下旬にかけて全戸配布されている「ごみ・資源分別カレンダー」は、ごみ収集日・資源物回収日の他に、ごみの出し方、分別のヒントなどのごみ収集に関する情報が記載されています。

問い合わせ先 ごみゼロ推進課



●環境学習

ごみゼロ推進課では、子どもたちにポイ捨ての実態や、ごみの減量の必要性を理解してもらうために、学校における清掃イベントやクリーンセンターの見学、ごみに関する出前授業など、学校と協働して環境学習に積極的に取り組んでいます。これらの活動を通して、子どもたちは、ごみの減量や分別またポイ捨て防止の必要性を認識します。

問い合わせ先 ごみゼロ推進課

●ごみ分別アプリ

スマートフォンやタブレット端末からごみの分別やカレンダーの確認などができる「ごみ分別アプリ」を導入しました。

ごみの分別に悩むものやごみの出し方などの情報を検索できるとともに、毎日のごみカレンダーのお知らせ機能などによって、出し忘れ防止にも役立つアプリです。

問い合わせ先 ごみゼロ推進課



⑬協働によるごみゼロの実現

市の施策と重点施策	
◇「日野ルール」づくり	【施策の方向性（中間検証後）】
◇コミュニティ単位での取り組み	■市民と共に考える場づくり
市民・事業者の行動	
市民	◇資源物（ダンボール・雑誌・古布等）は子ども会や自治会が行っている集団回収に出そう ◇新聞紙は販売店回収や集団回収に出そう

●**集団回収**

ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、家庭から出る資源物を地域で自主的に回収し、再利用に努めている自治会、子供会などの団体に、回収量に応じて奨励費を交付し、その回収活動を支援・促進しています。

奨励費の交付を受けるには、資源物回収団体として市に登録する必要があります。団体として組織されていない個人的な活動は、奨励費の交付対象となりません。団体は、自治会・子供会・消費者団体・奉仕団体など、市民が共同で公益を追求することを目的に組織された団体に限ります。

日野市で回収している資源物のうち、新聞紙・雑誌・ダンボール・牛乳パック・古布（繊維類）・びん・缶を対象とし、日野市内のご家庭から排出されたものに限ります。他市で排出されたものや、事業所から排出されたものは奨励費の交付対象になりません。

●**廃棄物減量等推進員**

廃棄物減量等推進員とは、地域住民への啓発活動、地域における実態把握、地域での自主的な活動などを行っていただくため、各自治会から推薦いただいた、ごみに関するボランティアです。

推進員の任期は、原則として2年間で、年2回の講習会に出席していただくほか、地域でごみ減量に関する活動を行っていただきます。

●**生ごみリサイクルサポーター**

可燃ごみの約半分を占めている「生ごみ」を、「ごみ」ではなく「資源」として活用することを推進するため、生ごみの堆肥化方法の検討や、誰にでも手軽に生ごみの堆肥化を始められる「ダンボールコンポスト」を普及させるため、講習会や交流サロンの開催、生ごみ堆肥を使った花壇作りのサポート、各種イベントでの展示・説明などの活動を行っています。





「低炭素社会を築くまち」を目指して

⑭省エネルギーの推進

市の施策と重点施策	
◇家庭における省エネルギーの促進	【重点施策（中間検証後）】 ■CO ₂ の見える化の推進 ■省エネ意識の機運の醸成 ■環境学習
◇建物の省エネルギー対策の促進	
◇工場や事業所の省エネルギーの促進	
市民・事業者の行動	
市民	◇電気・ガス・水などの使用量や光熱費を毎月チェックし、エネルギー消費が少なくなるようにしよう ◇家電製品の買い替え時には省エネ製品を選ぼう ◇不要な電気は消すなど、節電を心がけよう ◇建物を高気密・高断熱化しよう ◇高効率給湯器などの高効率な設備を導入しよう ◇市が「見える化」した省エネの取り組み効果を見て、実行可能な省エネ方法を取り入れよう
事業者	◇市民に同じ

●環境に配慮した商品の選び方

環境に配慮した商品選びに役立つものとして、「環境ラベル」があります。環境ラベルとは、商品や製品、サービスの環境に関する情報を製品やパッケージ、広告などを通じて、消費者に伝えるためのものです。環境ラベルのいくつかを下記で紹介します。

エコマーク	国際エネルギー スタープログラム	統一省エネラベル	省エネラベリング制度
			
ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。	パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられる国際的なマークです。	省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価等を表示するものです。	省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。

[参考：環境省総合環境政策局 環境ラベル等データベース]

●ふだん着で行える「CO₂をへらせるメニュー」を活用してください

日野市では、平成 20 年より市民・関係団体の皆さんとともに「ふだん着で CO₂をへらそう宣言」を展開し、市民の皆さんに普段の生活スタイルを少し見直し、省エネルギー・省資源に取り組むことを啓発しています。「ふだん着で CO₂をへらそう宣言」とは、下表の「CO₂をへらせるメニュー」等の実行を宣言するものです。

宣言の方法

パソコンから宣言をする場合は日野市のホームページから、宣言書をダウンロードしてください。

特別に難しいことはありません。宣言書に書いてある取り組みで、できると思ったものに○を付けて、市環境保全課まで送ってください。そして、その宣言を実行してください。これで、あなたも CO₂削減に取り組んでいることになります。

キャラクター

オリジナルマスコットキャラクター「エコクマ」と「エコアラ」が CO₂削減の啓発のため、様々な環境イベントで活躍しています。



問い合わせ先 環境保全課

CO ₂ をへらせるメニュー	CO ₂ 削減量の目安	へらせる光熱費の目安（年間）
人のいない部屋などは、こまめに照明を消す	1日あたり 20 g	450 円
身近な緑（植物）を一つでも増やすなど、身近な緑に親しむ	—	—
キーワードは「一家団らん」。家族が一つの部屋で過ごすように心がける	1日あたり 650 g	10,500 円
車を発進させるとき、ゆったりした発進を心がける（公共交通バスの発進と同じくらいが目安です）	1日あたり 530 g	12,583 円
洗面や歯磨きをするときは、こまめに水を止める	1日あたり 5 g	900 円
マイバッグを利用して、レジ袋を受け取らない	1日あたり 50 g	—
食材などは近くで採れたものを使うよう心がける	—	—

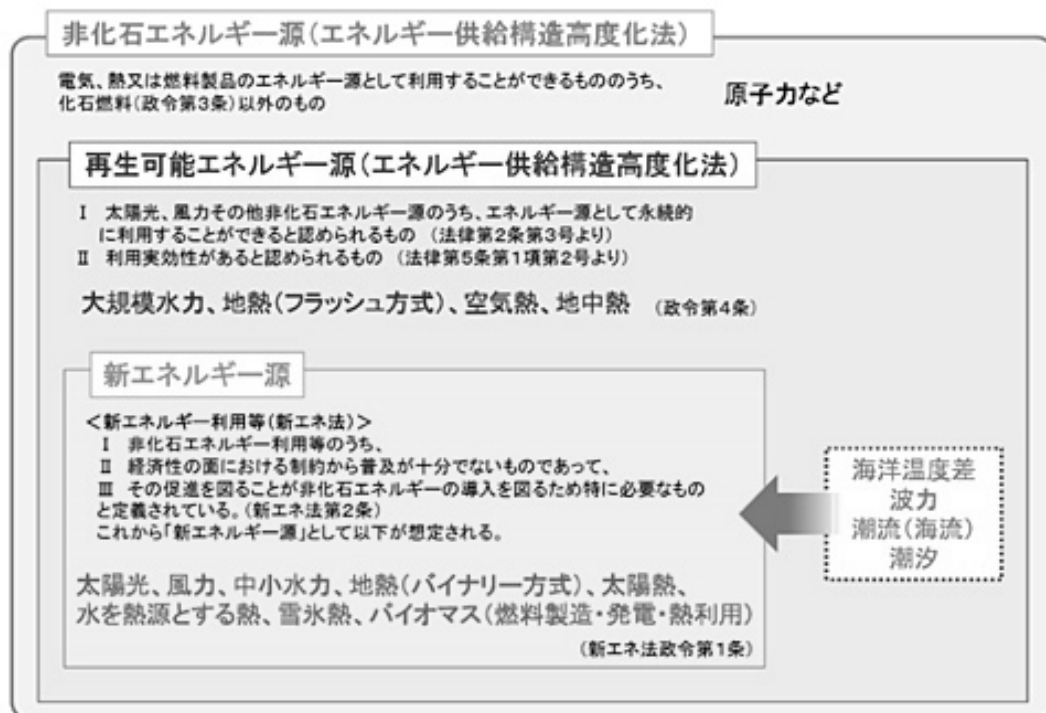
⑮再生可能エネルギーの導入

市の施策と重点施策	
◇家庭への太陽光発電等の導入促進	【重点施策（中間検証後）】 ー
◇公共施設における太陽光等再生可能エネルギーの活用	
市民・事業者の行動	
市民	◇太陽光・熱エネルギーを積極的に活用しよう
事業者	◇太陽光・熱エネルギーを積極的に活用しよう ◇消費電力にグリーン電力証書を活用しよう ◇再生可能エネルギーの普及に向けた啓発を行おう

●再生可能エネルギーとは

再生可能エネルギーとは、法律（※）で「**非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの**」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

※エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律



[参考：経済産業省資源エネルギー庁ホームページ 再生可能エネルギーの種類と特徴]

⑩環境に配慮した交通体系の構築

市の施策と重点施策	
◇公共交通機関の利用促進	【重点施策（中間検証後）】 ー
◇自動車利用抑制	
◇自動車利用時の排出ガスの低減	
◇自転車利用の促進	
市民・事業者の行動	
市民	◇通勤・通学・買い物にバス等の公共交通を利用しよう ◇アイドリングストップなどのエコドライブを実施しよう ◇近隣への移動には自転車を積極的に利用しよう ◇ノーカーデーを実施しよう
事業者	◇市民に同じ

●ミニバスを運行しています

日野市では市内連絡バスを年中無休で運行しています。運行にはミニバスを使用し、京王電鉄バスにより運行されています。一般路線バスの走らない地域を補完するように路線が設けられています。路線図やその他情報は市のホームページより確認できます。

右の写真は、「ふだん着で CO₂をへらそう事業」のマスコットキャラクター「エコクマ」、「エコアラ」をデザインしたラッピングバスです。



●エコドライブとは（エコドライブ10のすすめ）

エコドライブ普及連絡会が提案している「10の取り組み」を出来るところから始め、継続して実施しましょう。

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| 1. ふんわりアクセル「eスタート」 | 6. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう |
| 2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 | 7. タイヤの空気圧から始める点検・整備 |
| 3. 減速時は早めにアクセルを離そう | 8. 不要な荷物はおろそう |
| 4. エアコンの使用は適切に | 9. 走行の妨げとなる駐車はやめよう |
| 5. ムダなアイドリングはやめよう | 10. 自分の燃費を把握しよう |

[参考: エコドライブ普及推進協議会ホームページ]

⑰地球温暖化の抑制

市の施策と重点施策	
◇みどりと水のクールスポットの創出	【重点施策（中間検証後）】 ー
◇保水性舗装・遮熱性舗装の導入	
市民・事業者の行動	
市民	◇生垣の整備や庭の植栽などで自宅の緑を増やそう ◇芝生化や植樹などでまちなかに緑を増やそう ◇雨水などを活用し、打ち水をしよう ◇建物の遮熱のための屋上緑化や緑のカーテンなどで、住宅内の温度上昇等の緩和に努めよう
事業者	◇芝生化や植樹などでまちなかに緑を増やそう ◇雨水などを活用し、打ち水をしよう ◇建物の遮熱のための屋上緑化や緑のカーテンなどで、事業所内の温度上昇等の緩和に努めよう

●緑のカーテン効果

緑のカーテンとは、ゴーヤやヘチマのつる性の植物を窓面等に設置することで、夏の強い日差しが室内に侵入するのを防ぎ、室温上昇を防ぐ効果があります。

【緑のカーテンのメリット】

- ・冷房の省エネ効果が期待できる
- ・見た目が涼しい
- ・葉や花、実を楽しむことができる
- ・地球環境を考えるきっかけとなる



日野市環境情報センター



しんさかした保育園



第七幼稚園

⑱ 地球温暖化対策についての情報提供

市の施策と重点施策	
◇情報提供の充実	【重点施策（中間検証後）】 ー
市民・事業者の行動	
市民	◇インターネット等を利用して温暖化に関するコミュニティに参加しよう ◇地域で温暖化に関する情報交換をしよう ◇地球温暖化に関する知識や実施した地球温暖化対策の内容や効果を市へ提供しよう ◇「広報ひの」を利用し、市民・事業者の活動や思いなどの情報発信をしよう
事業者	◇インターネット等を利用して温暖化に関するコミュニティに参加しよう ◇地球温暖化に関する知識や実施した地球温暖化対策の内容や効果を市へ提供しよう ◇地域の人が集まる場所（商店等）に温暖化に関する情報を掲示しよう ◇「広報ひの」を利用し、市民・事業者の活動や思いなどの情報発信をしよう
自治会	◇地域で温暖化に関する情報交換をしよう

●地球温暖化に関する情報を入手できるインターネットサイト

インターネットの発展と地球温暖化に関する関心の高まりにより、地球温暖化に関する情報は様々なところで入手ができます。情報入手のためのインターネットサイトの一部を下記に示しましたので、ぜひ参考にしてください。

- ・ふだん着でCO₂をへらそう（日野市ホームページ→くらしの情報→環境・生き物→CO₂削減・節電）
- ・環境省（<http://www.env.go.jp/>）
- ・経済産業省 資源エネルギー庁（<http://www.enecho.meti.go.jp/>）
- ・全国地球温暖化防止活動推進センター（<http://www.jccca.org/>）
- ・独立行政法人 国立環境研究所（<http://www.nies.go.jp/>）
- ・緑のgoo（<http://www.goo.ne.jp/green/info/>）
- ・Fun to Share（<http://funtoshare.env.go.jp/>）



「心やすらぐ住みよいまち」を目指して

⑱日常生活をとりまく環境の充実

市の施策と重点施策	
◇快適な生活環境の確保	【重点施策（中間検証後）】 ■PRの実施
◇まちの美化	
◇生き物との共生の推進	
市民・事業者の行動	
市民	◇空き地の草刈、清掃は所有者が責任をもって行おう ◇市内一斉清掃に参加しよう ◇まちの美化に努め、ポイ捨てをしない ◇子どもやたばこを吸わない方に配慮し、指定された場所以外での喫煙はやめよう ◇生活騒音について考え、近隣に配慮しよう ◇近隣に配慮した行動を心がけよう（ペットの糞の後始末、生活騒音・野焼きへの配慮等）
事業者	◇市内一斉清掃に参加しよう
オーナー	◇空き地の草刈、清掃は所有者が責任をもって行おう

●環境への配慮の一例

テレビ・ステレオ・カラオケなど音響機器

- ・早朝や深夜時間帯は、音量を小さくする。
- ・置き場所や向きは、隣家への影響が少ない所を考慮して置く。
- ・夜間は、スピーカーではなく、ヘッドホンやイヤホンを使う。

風呂・給排水音

- ・早朝や深夜時間帯の入浴・水の使用はできるだけ控え、流水量を減らす。

自動車の空ぶかしなど

- ・暖気運転はしない（アイドリング・ストップ）。
- ・早朝や深夜時間帯には、車庫付近での立ち話はやめる。
- ・オートバイは、他人の迷惑にならない所まで押して行ってエンジンをかける。
- ・住宅地内では、ゆっくり走行を心がける。
- ・カーラジオ、カーステレオは、音量に十分注意する。

ペット

（犬）

- ・犬小屋は道路に面した場所に置かない。
- ・室内犬の場合も、犬から通りが見えないようにする。
- ・むだ吠えをしないようしつける。
- ・朝夕散歩をさせ、ストレスを発散させる。

野焼き

- ・野焼きは、ダイオキシン類などによる人の健康や生活への支障を防ぐため、原則、禁止されています。
- ・伝統的行事等のための焼却行為でも、近隣へ周知する。

⑳公害対策の推進

市の施策と重点施策	
◇大気・土壌・地下水汚染等の防止	【重点施策（中間検証後）】 ■PRの実施
◇有害物質・化学物質対策の推進	
◇騒音・振動対策の推進	
◇健康的な生活環境の確保	
市民・事業者の行動	
市民	◇マイカーをやめ、ミニバス・ワゴンタクシーなどの公共交通を積極的に利用しよう ◇振動・騒音・悪臭など、近隣にできる限りの配慮をしよう
事業者	◇マイカーをやめ、ミニバス・ワゴンタクシーなどの公共交通を積極的に利用しよう ◇振動・騒音・悪臭など、環境基準等を超えないように注意すると共に、近隣にできる限りの配慮をしよう ◇周辺住民に対し説明会を実施するなど、情報開示等を積極的に行おう

●きれいな水と空気のある風景



ガサガサ



向島用水



黒川清流公園の水路



浅川滝合橋下流



よそう森堀